

度 の 概 要

所 得 の 計 算 一 主 な も の 一 (続)	<p>(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社（株式保有割合 25%以上）の株式等に係る受取配当等についてはその 95%相当額（受取配当等の 5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。</p> <p>(3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。</p> <p>(4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。</p> <p>(5) 減価償却（後掲）</p> <p>(6) 引当金</p> <p>① 貸倒引当金 イ 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末貸金を個別に評価する金銭債権（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率（過去 3 年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。 ロ 中小法人については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については、大法人（資本金の額が 5 億円以上の法人等）の 100%子法人及び 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。）</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金の積立では認められない。 （注）賞与は、その支払をする日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、事業年度末までに支給する賞与の額が受給者に通知され、その後すみやかに（1 月以内が限度）支払われるものであること等の要件に該当するものについては、未払費用として損金の額に算入できる。</p> <p>③ 退職給与引当金 退職給与引当金の積立では認められない。</p> <p>④ 製品保証等引当金 製品保証等引当金の積立では認められない。</p> <p>⑤ 特別修繕引当金 特別修繕引当金の積立では認められないが、一定の船舶が定期検査を受けるための修繕に要する費用の支出に備えるための特別修繕準備金（租税特別措置）の積立が認められる。平成 23 年度改正により特別修繕準備金の対象から除外された銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉等に係る準備金として積み立てられた金額については、平成 24 年度から 4 年間（中小法人及び協同組合等については、10 年間）で取り崩される。</p> <p>⑥ 返品調整引当金（省略）</p> <p>(7) 収益計上基準の特例</p> <p>① 長期工事に係る収益計上の特例 イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が 1 年以上で、かつ、請負金額 10 億円以上のもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。 ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。</p> <p>② 割賦販売等に係る収益計上の特例 賦払期間が 2 年以上であること等所定の要件を満たす商品の割賦販売等及び資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができる。</p>
法人社内留保課税	<p>特定同族会社の留保金課税 法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の 40%相当額、② 2,000 万円、③ 資本金の 25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年 3,000 万円以下の部分は 10%、年 1 億円以下の部分は 15%、年 1 億円超の部分は 20%）を適用して計算した留保税額が課される。 特定同族会社とは、1 株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が 50%を超える会社（資本金の額等が 1 億円以下の会社は、大法人（資本金の額が 5 億円以上の法人等）の 100%子法人及び 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等に限る。）をいう。</p>

- (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）
- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額に対し、試験研究費割合に応じ8%～10%相当額の税額控除（当期の法人税額の25%相当額を限度とする。）ができる。
試験研究費割合とは、試験研究費の総額の売上金額（当期を含む4年間の平均売上金額）に対する割合である。
 - ② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費について、上記①の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。
 - ③ 特別試験研究費に係る税額控除制度…国の試験研究機関、大学その他の者との共同試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者等への委託試験研究、中小企業者が有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究、希少疾病医薬品又は希少疾病医療機器に関する試験研究等に係る試験研究費（①又は②の適用を受けるものを除く。）について、試験研究費の区分に応じ20%又は30%相当額の税額控除（①又は②とは別枠で当期の法人税額の5%相当額を限度とする。）ができる。
 - ④ 上記①～③の基本制度とは別枠で、平成20.4.1～平成29.3.31の間に開始する各事業年度において、下記イ又はロの選択適用により、税額控除の上乗せ措置（当期の法人税額の10%相当額を限度とする。）が講じられている。
イ 増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合 増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額
ロ 当期の試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合 超える部分に超過税額控除割合（当期の試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額
- (2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5）
- ① 指定期間（平成23.6.30～平成30.3.31）内にエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をした場合に、取得価額の30%相当額の特別償却ができる。
 - ② 中小企業者等は、上記の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。
控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (3) 中小企業投資促進税制（措法42の6）
- 中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～平成29.3.31）内に特定機械装置等の取得等をした場合に、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等のうち資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。
- なお、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得をした場合には、即時償却と資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%、資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等は7%の税額控除（限度は上記同様）とのいずれかの選択ができる。
控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）
- 製造業者等が平成14.4.1～平成29.3.31のうち一定の期間内に次の地区内において工業用機械等の取得等をした場合に、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）ができる。
控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。
- ① 観光地形成促進地域
 - ② 情報通信産業振興地域
 - ③ 産業高度化・事業革新促進地域
 - ④ 国際物流拠点産業集積地域
 - ⑤ 経済金融活性化特別地区
- (5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の10）
- ① 特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間（平成26.4.1～平成30.3.31）内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却と15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。
 - ② 特定中核事業用設備のうち開発研究用のものの減価償却費の額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、研究開発税制の適用ができる。
- (6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11）
- 総合特別区域法の指定法人が指定期間（平成23.8.1～平成30.3.31）内に国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合に、取得価額の40%（建物等は20%）の特別償却と12%（建物等は6%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。

度 の 概 要 (続)

租 税 の 特 別 減 免 (続)	<p>(7) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の2）</p> <p>地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から平成30.3.31までの間に計画の認定を受けた法人が、認定日から2年以内にその計画に記載された建物等を取得した場合に、次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却と税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。</p> <p>① 移転型計画：特別償却割合25%，税額控除割合4%（平成29.3.31までの認定に係る分については7%）</p> <p>② 拡充型計画：特別償却割合15%，税額控除割合2%（平成29.3.31までの認定に係る分については4%）</p> <p>(8) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12）</p> <p>① 適用年度において次の適用要件を満たす場合で、適用事業を行っている場合に、特定地域における一定の増加雇用者数（全体の増加雇用者数を限度）に40万円を乗じた金額の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）相当額を限度とする。）ができる。</p> <p>イ 適用を受けようとする事業年度等において会社都合による離職者がいないこと</p> <p>ロ 当期の雇用者の増加数が5人（中小企業者等は2人）以上であること</p> <p>ハ 雇用者の増加割合が10%以上であること</p> <p>ニ 給与支給額が比較給与支給額以上であること</p> <p>② 地域再生法一部改正法施行日（平成27.8.10）から平成30.3.31までの間に地域再生法の計画の認定を受けた法人が、認定日から2年以内の日を含む事業年度（適用年度）において、その計画に従って移転又は新増設をした特定業務施設における増加雇用者数（全体の増加雇用者数を限度）に次の場合の区分に応じた金額を乗じた金額の税額控除（上記①の控除額と地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の控除額との合計で当期の法人税額の30%相当額を限度とする。）ができる。</p> <p>イ 上記①の適用要件のうち上記①ハ以外の要件を満たす場合…20万円</p> <p>ロ 上記①の適用要件の全てを満たす場合…50万円</p> <p>③ 上記②の適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、その特定業務施設における計画認定日を含む事業年度からその適用年度までの増加雇用者数の合計数に30万円を乗じた金額の税額控除（上記①及び②の控除額並びに地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の控除額との合計で当期の法人税額の30%相当額を限度とする。）ができる。</p> <p>(9) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措法42の12の2）</p> <p>地域再生法一部改正法施行日（平成28.4.20）から平成32.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、その支出した寄附金の額の合計額の20%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額（その支出した寄附金の額の合計額の10%を限度）の税額控除（当期の法人税額の5%相当額を限度とする。）ができる。</p> <p>(10) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の3）</p> <p>特定中小企業者等が、指定期間（平成25.4.1～平成29.3.31）内に、経営改善設備の取得等をした場合に、取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、特定中小企業者等のうち、資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。</p> <p>控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。</p> <p>(11) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の4）</p> <p>平成25.4.1～平成30.3.31の間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して給与等を支給しており、その法人の雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%（平成25・26年度：2%，平成27年度：3%，中小企業者等以外の法人の平成28年度：4%，中小企業者等以外の法人の平成29年度：5%，中小企業者等の平成28・29年度：3%）以上である場合で、雇用者給与等支給増加額が比較雇用者給与等支給額以上であり、かつ、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えるときは、その雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）相当額を限度とする。）ができる。</p> <p>(12) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（平成28年度末で廃止）</p> <p>産業競争力強化法の施行の日（平成26.1.20）から平成29.3.31までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をした場合は、即時償却とその取得価額の5%（建物等は3%）の税額控除（平成28.4.1以降はその取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却とその取得価額の4%（建物等は2%）の税額控除）とのいずれかの選択ができる。</p> <p>(13) 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60）</p> <p>① 沖縄振興特別措置法の認定を平成29.3.31までに受けた法人で次の地区内において新たに設立されたものについては、その設立後10年間、その地区内で行われる特定情報通信事業等に係る所得金額の40%相当額の損金算入ができる。</p> <p>イ 情報通信産業特別地区</p> <p>ロ 国際物流拠点産業集積地域</p>
--	--

28. 法人税制

使途秘匿金 ある場合の特例	<p>② 沖縄振興特別措置法の認定を平成29.3.31までに受けた法人で、経済金融活性化特別地区の指定の日以後にその地区内に設立されたものについては、その設立後10年間、所得金額の40%相当額にその地区内の従業員割合を乗じた金額の損金算入ができる。</p> <p>法人の使途秘匿金の支出に対しては、通常の法人税に加え、40%の法人税の追加課税を行う。(措法62)</p> <p>使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなるものは除かれる。</p>																																								
欠損金の繰越し繰戻し	<p>(1) 法人の各事業年度開始の前日10年以内(注)に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額(控除前所得金額)の50%(平成27.4.1~平成28.3.31の間に開始する事業年度は65%,平成28.4.1~平成29.3.31の間に開始する事業年度は60%,平成29.4.1~平成30.3.31の間に開始する事業年度は55%)相当額を限度とする。</p> <p>なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所得金額とする特例が設けられている。</p> <p>① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額</p> <p>② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額</p> <p>(注)平成30.3.31以前に開始した事業年度に生じた欠損金額については、9年以内。</p> <p>(2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。</p> <p>(注)資本金の額が1億円超の法人の平成4.4.1~平成30.3.31の間に終了する事業年度において生じた欠損金については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除いて、繰戻還付制度は適用されない(措法66の13)。(繰戻還付制度について、大法人(資本金の額が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等についても不適用とする。)</p>																																								
納期	<p>(1) 期限内申告の場合</p> <p>事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限(各事業年度終了の日から2月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3月以内)</p> <p>事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限(事業年度開始後6月を経過した日から2月以内)、決算確定の際の確定申告書の提出期限(事業年度終了の日から2月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3月以内)</p> <p>なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。</p> <p>(2) 期限後申告の場合は申告書提出の日</p> <p>(注)災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。</p> <p>修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。</p>																																								
その他の法人課税(備考)	<table border="1"> <tr> <td>事業税(所得割)</td> <td>資本金1億円超の法人</td> <td>年所得400万円以下0.3%</td> <td>800万円以下0.5%</td> <td>800万円超0.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本金1億円以下の法人</td> <td>年所得400万円以下3.4%</td> <td>800万円以下5.1%</td> <td>800万円超6.7%</td> </tr> <tr> <td>事業税(付加価値割)</td> <td>資本金1億円超の法人</td> <td colspan="3">付加価値額の1.2%</td> </tr> <tr> <td>事業税(資本割)</td> <td>資本金1億円超の法人</td> <td colspan="3">資本金等の額の0.5%</td> </tr> <tr> <td>事業税(収入割)</td> <td>一定の業種を営む法人</td> <td colspan="3">収入金額の0.9%</td> </tr> <tr> <td>道府県民税</td> <td>均等割</td> <td>2~80万円</td> <td colspan="2">法人税割 法人税額の3.2%(平成29.4.1~1.0%)</td> </tr> <tr> <td>市町村民税</td> <td>均等割</td> <td>5~300万円</td> <td colspan="2">法人税割 法人税額の9.7%(平成29.4.1~6.0%)</td> </tr> <tr> <td>地方法人税(国税)</td> <td colspan="4">法人税額の4.4%(平成29.4.1~10.3%)</td> </tr> </table> <p>(注)上記のほか事業税の付加税として地方法人特別税(資本金1億円超の法人は事業税所得割額の414.2%、資本金1億円以下の法人は事業税所得割額の43.2%、一定の業種を営む法人は事業税収入割額の43.2%)が課される。なお、平成29.4.1から地方法人特別税は廃止され、法人事業税に還元される。</p>	事業税(所得割)	資本金1億円超の法人	年所得400万円以下0.3%	800万円以下0.5%	800万円超0.7%		資本金1億円以下の法人	年所得400万円以下3.4%	800万円以下5.1%	800万円超6.7%	事業税(付加価値割)	資本金1億円超の法人	付加価値額の1.2%			事業税(資本割)	資本金1億円超の法人	資本金等の額の0.5%			事業税(収入割)	一定の業種を営む法人	収入金額の0.9%			道府県民税	均等割	2~80万円	法人税割 法人税額の3.2%(平成29.4.1~1.0%)		市町村民税	均等割	5~300万円	法人税割 法人税額の9.7%(平成29.4.1~6.0%)		地方法人税(国税)	法人税額の4.4%(平成29.4.1~10.3%)			
事業税(所得割)	資本金1億円超の法人	年所得400万円以下0.3%	800万円以下0.5%	800万円超0.7%																																					
	資本金1億円以下の法人	年所得400万円以下3.4%	800万円以下5.1%	800万円超6.7%																																					
事業税(付加価値割)	資本金1億円超の法人	付加価値額の1.2%																																							
事業税(資本割)	資本金1億円超の法人	資本金等の額の0.5%																																							
事業税(収入割)	一定の業種を営む法人	収入金額の0.9%																																							
道府県民税	均等割	2~80万円	法人税割 法人税額の3.2%(平成29.4.1~1.0%)																																						
市町村民税	均等割	5~300万円	法人税割 法人税額の9.7%(平成29.4.1~6.0%)																																						
地方法人税(国税)	法人税額の4.4%(平成29.4.1~10.3%)																																								

度の概要(続)

資産再評価	<p>(1) 第1次再評価 昭25.1.1～10.30の期間 再評価差額に対して6%課税</p> <p>(2) 第2次再評価 昭26.1.1～9.30の期間 課税条件は第1次に同じ</p> <p>(3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免</p> <p>(4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税</p>
-------	---